

平成 21 年第 1 回更別村議会定例会会議録(1 日目)

平成 21 年 3 月 10 日

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 笠原 幸宏 書記 吉本 正美
 書記 佐藤 ちはる

議 長	議 事 ただいまの出席議員は7名であります。 定足数に達しておりますので、これよりただちに平成21年第1回更別村議会定例会を開会いたします。(10時00分) 村長より招集の挨拶があります。	
村 長	村 長 本日ここに、平成21年第1回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、定刻までにご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。 平成20年度も残すところ20日となり、平成20年度にて計画、目標といたしました村づくり事業について、職員等一丸となり、総仕上げに努めているところでございます。その中で残念ながら、大口滞納問題等、未解決事項がありますが、総体的には、ほぼ順調に事務事業を進めさせていただいておりまして、議会並びに村民皆様方のご協力、ご指導に深く感謝を申し上げますところでございます。 今日の社会情勢は極めて厳しい状況にあって、今、行政に求められておりますのは、柔軟かつ大胆、そしてスピードと思っております、従来に増して緊張感を持って推進を図ってまいるのでございます。 今定例会におきましては、新年度の執行方針をお示しするのを始め、条例関係9件、村有財産の無償貸付1件、平成20年度予算の最終調整となります各会計補正予算7件、新年度各会計予算7件、合計24件を提案させていただいております。 それぞれご審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶といたします。	
議 長	村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。	
議 長	(10時03分) 本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。	

議	長	会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において、4 番堂場さん、6 番松橋さんを指名いたします。
議会運営委員長		日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。
		堂場議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 先に、第 1 回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 3 月 2 日、午前 10 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。
議	長	その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から 3 月 23 日までの 14 日間とし、会期日程については、お手元に配布したとおりと致しました。
		以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議	長	委員長の報告が終わりました。
	長	なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。 日程第 3 会期決定の件を議題とします。 お諮りいたします。 本定例会の会期は、本日より 23 日までの 14 日間といたしたいと思います。
議	長	これにご異議ありませんか。 (ありませんの声あり)
	長	異議なしと認めます。 したがって、会期は 14 日間と決定しました。
議	長	日程第 4、諸般の報告をいたします。
		諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承願います。
議	長	次に、総務厚生、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。
		初めに、高橋総務厚生常任委員長 (総務厚生常任委員会所管事務調査報告書に基づき報告を行った。)
議	長	続いて、松橋産業文教常任委員長
		(産業文教常任委員会所管事務調査報告書に基づき報告を行った。)
議	長	これで常任委員会の報告を終わります。
	長	日程第 5、一般行政報告を行います。 一般行政報告は文書で配布されております。 なお、口頭で補足説明が求められておりますので発言を許します。

村 長

村 長

補足をさせていただきたいと存じます。

1 点目の第 4 期更別村高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の件でございます。計画書につきましては、お手元にお届けしてございますけれども、この計画につきましては、介護保険制度の事業運営を健全かつ円滑に推進できるように体制の整備を図り、介護サービスを提供していくことを目的に作成するものでございます。

これまでの 3 回の計画をもとに、現行事業の推進状況を点検するとともに、基本構想を念頭に平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 か年間の第 4 期計画を策定したものでございます。

本村におきましても高齢化が進み、介護サービスを受けられる方も年々増加しております。本計画において、3 か年間の介護保険料を設定してございますが、標準の第 4 段階におきましては月額 3,900 円から 4,300 円と介護保険事業基金を投入し、軽減を図ることとしたしてございますが、400 円引き上げの状況となったところでございます。

後程、介護保険条例の一部改正条例をご審議いただくこととなりますので、ご参照賜りたく存じます。

申し添えますが、更別村保健福祉推進委員会にこの計画を申し上げ、去る 2 月 24 日に諮問案通り答申をいただいて策定をさせていただいたところでございます。

2 点目の第 2 期更別村障害福祉計画の策定の件でございます。

昨年年第 1 回定例会に報告させていただいた、いきいきふれあい計画・更別村障害者福祉計画でございますが、この第 2 期計画について、総合的な障害者施策についてまとめてございます。

この基本的な構想のもと、障害者自立支援法に基づき、本村において必要な障害福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるよう、第 1 期更別村障害福祉計画の数値目標と、これまでの進捗状況及び障害のある方々や家族の意見を反映しながら、今般平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 か年にわたる第 2 期更別村障害福祉計画をまとめたものでございます。

本計画につきましても、更別村保健福祉推進委員会に諮問を申し上げ、去る 2 月 24 日に諮問案通り答申をいただいて策定したものでございます。

3 番目のレジオネラ菌対策の経過についてでございます。

これにつきましては、口頭で報告をさせていただきます。

福祉の里温泉の本年度 2 回目の取水検査の結果、取水 8 か所の内、2 か所からレジオネラ菌が検出され、即刻、帯広保健所の指導をいただき、安全を第一に考え、急遽、2 月 26 日から自主的に利用を休止したところでございます。休止にあたって防災無線、街頭放送、施設内掲示等により、レジオネラ菌検出による休止を周知いたしましたところであります。利用者各位に大変なご迷惑、ご不便をおかけいた

		しましたことを深くお詫びを申し上げるところでございます。休止中、施設の総点検、清掃、消毒の点検を行う等、諸対策を講じた後、8か所から取水し、検査の結果、全てにおいて陰性が確認されましたので、3月6日、利用を再開いたしましたところでございます。今後、今回のことを教訓にするなど、衛生管理、安全対策に万全を期し、信頼の回復を図ってまいりますものであります。お詫び方々、ご報告とさせていただきます。
議 長	長	以上、口頭説明とさせていただきます。 これで村長からの一般行政報告を終わります。 ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。
議 長	長	日程第6、教育行政報告を行います。 教育行政報告は文書で配布されております。 なお、口頭で補足説明が求められておりますので発言を許します。
教 育 長	教 育 長	教 育 長 教育行政報告につきまして、補足説明をさせていただきます。 最初に学校給食費の改定についてでございますが、学校給食費につきましては、昨年の10月にも改定をさせていただきました、その増額分につきましては保護者負担軽減助成として措置をさせていただき、保護者負担の実質的な増額はない形で進めさせていただいておりますけれども、その後も食材の高値傾向が続きますとともに、この4月からは小麦や牛乳等の値上げということもありまして、検討の結果、4月1日から再度の改訂をさせていただくこととなったものでございます。改訂の時期につきましては21年4月1日から、改訂の額は小学生が現行220円を230円に、中学生が現行265円を270円に改訂するものでございます。なお、昨年10月の改訂以前との額の比較では、小学生、中学生ともに30円の増額となるものでございます。ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。 次に2番目、平成19年度更別村教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書についてでございますが、20年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正、施行されまして、その中で新たに教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成、これを議会に提出するとともに公表しなければならないとされましたところでございます。当教育委員会といたしましては、決算額として確定をいたしました平成19年度の活動状況等につきまして点検評価を行い、報告書にまとめたところでございます。その上、議会に提出させていただくところでございます。ページ数的に34ページと非常に多くなりましたが、有識者の知見、意見等もいただいた中で提出をさせていただきます。内容の詳細については、説明を省略させていただきますが、ご覧いただきたいと存じます。 以上、補足説明とさせていただきます。

議	長	これで教育長からの教育行政報告を終わります。 ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。
議	長	日程第 7、村政執行方針及び教育行政執行方針についての説明が求められております。 この際、この説明を求めます。
村	長	村 長 (村政執行方針について説明を行った)
議	長	この際、暫時休憩いたします。(11 時 05 分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(11 時 20 分)
教育委員	長	教育委員長 (教育行政執行方針について説明を行った)
議	長	これで、村長からの村政執行方針、教育委員長からの教育行政執行方針についての説明を終わります。 ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。
議	長	日程第 8、議案第 7 号、更別村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
村	長	村 長 議案第 7 号、更別村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定の件でございます。 更別村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、介護従事者の処遇改善を図るために行われる平成 21 年度からの介護報酬の改訂に伴い、介護保険料の急激な上昇を抑制するために、国から交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金を適正に運営するために基金を設置するため、この条例を制定しようとするものでございます。 次のページから条例本文でございますが、本条例は新規条例であり、また介護保険事業に係る緊急特例対策として行われるものでございますので、制度説明を含めまして剣持保健福祉課長より補足説明をいただきますので、よろしくお願いを申し上げます。 以上、提案説明といたします。
保健福祉課長		保健福祉課長 (議案第 7 号、更別村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定の件について、補足説明を行った。)
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
1 番赤津議員		1 番 赤津さん ちよっと色々これ初めての新しく出るものですから、理解が出来ないので教えて欲しいのですが、これはいわゆる介護 3%を今年の

議長
保健福祉課長

4月から実施される部分の関連するものですね。2,360千円という数字は3年間トータルの話で、それを基金に載せる。これと先程、村政執行方針の中で介護の基礎月額と関連はしますよね。そうなってくると大事な分野なのです。ですからまだ1回では理解しがたいのですが、いずれにしても介護の3%が上がることで、これを抑制するために、国は補てんするという意味だろうと思うのですが、そういうふうに理解していいのですね。

保健福祉課長

議員ご指摘のとおりでございまして、介護報酬3%引き上げにかかる保険料の軽減を図るために保険料の手当として3%分、これは平成21年度は3%、平成22年度はその半分の1.5%、3年後は0という形で計算されたものでございます。後程、介護保険の条例改正文の方でもご説明申し上げますけれども、条例本文の方は、国からの補てんといいますか、国庫補助金をいただかないでなった場合には、こういう金額ですよということを掲げてございます。そして、附則の方でそれを国庫補助金で差引いた金額で計上してございます。これは厚生労働省の方で、国からこういう財政的な支援があるのだということを条例で明確にするようにということで出されたものであります。介護保険料4,300円、標準世帯の月額でございますけれども、この算定にあたりましては、元の金額からこの3%、1.5%、0%なのですけれども、3年間ならして、その分を差引き、その他に介護保険事業基金というのがあるのですけれども、財政徴収をつかさどるものでございますけれども、これも合わせて差引いて保険料を算定しているということも申し添えます。以上であります。

議長

他にありませんか。

議長

(ありませんの声あり)

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

議長

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第7号、更別村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第9、議案第8号、更別村介護保険円滑導入基金条例を廃止する条例制定の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村長

村長

議案第8号、更別村介護保険円滑導入基金条例を廃止する条例制

定の件であります。

更別村介護保険円滑導入基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしまして、介護保険法の規定に基づき、更別村介護保険事業が平成 12 年 4 月から実施され、更別村介護保険円滑導入基金条例の設置目的が達成されたことに伴い、当該条例を廃止するため、この条例を制定するものでございます。

別紙が廃止する条例でございますが、平成 12 年度の介護保険制度の導入にあたりまして、円滑な運営を図るために、国庫補助により介護円滑導入臨時特例交付金が交付されまして、これを基金として運用するため、この条例が制定されたところであります。

平成 12 年 3 月に 36,613 千円を積み立てて基金の趣旨に基づき、管理運営を行ってまいったところでありますけれども、基金の使命を全うしたことから、平成 17 年度をもって精算しているところであります。

今般、新たな基金、議案第 7 号で提案申し上げた、介護従事者処遇改善臨時特例基金の創設に合わせて今般、廃止させていただくものでございます。

議長 よろしくご審議をお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

議長 （ありませんの声あり）
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

議長 （原案賛成の声あり）
これで討論を終わります。
これから議案第 8 号、更別村介護保険円滑導入基金条例を廃止する条例制定の件を採決いたします。

議長 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 10、議案第 9 号、更別村公園設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

議長 議案第 9 号、更別村公園設置条例の一部を改正する条例制定の件、更別村公園設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

理由といたしまして、どんぐり公園プラムカントリーの土地管理

		改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。
		理由といたしましては、さらべつカントリーパークの土地管理区分の整理を図るため、この条例を制定しようするものであります。
		次のページが改正条例の本文でございますが、資料を提出してございます。3 ページをご覧くださいと存じます。
		新旧対照表でございます。現行の下段、1 でございますが、幕別町忠類元忠類 440 番 1 となっておりますものを削るということでございます。4 ページに図面をつけてございますけれども、道路で分断された幕別町内の土地について、カントリーパーク用地から分離をいたしまして、今後は普通財産として管理をしていこうとするものでございます。
		附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するということにしてございます。
議	長	以上、提案説明とさせていただきます。 よろしくご審議方賜りますようお願いを申し上げます。 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
議	長	(ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
議	長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 これから議案第 10 号、さらべつカントリーパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
議	長	本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。
議	長	したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 12、議案第 11 号、更別村特定公共賃貸住宅等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
		提出者から提案理由の説明を求めます。
村	長	村 長 議案第 11 号、更別村特定公共賃貸住宅等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。
		更別村特定公共賃貸住宅等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。
		理由といたしましては、公営住宅法施行令の改正により、公営住宅の収入基準及び入居基準が引き下げられたため、それに伴い、特定公共賃貸住宅の収入基準及び入居基準を引き下げるため、この条例を制定しようするものでございます。

次のページが改正条例の本文でございますけれども、これにつきましても資料を提出してございます。資料の 5 ページをお開き願いたいと思います。

新旧対照表でございますが、下段の方に 12 条の終わりに家賃算定基準額の入居者の収入 20 万円を超え 23 万 8,000 円以下の場合から 32 万 2,000 円を超える場合の額で決定するという文言がございますが、これを家賃算定基準額の入居者の収入 15 万 8,000 円を超え 18 万 6,000 円以下の場合から 25 万 9,000 円を超える場合の額で決定するということに改めるものでございます。

附則といたしましては、この条例は平成 21 年 4 月 1 日から施行するということにしております。

なお、家賃決定の概要、今改正による家賃への影響等について、佐藤建設水道課長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、提案説明とさせていただきます。

建設水道課長

建設水道課長

(議案第 11 号、更別村特定公共賃貸住宅等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、補足説明を行った。)

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

議 長

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

議 長

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 11 号、更別村特定公共賃貸住宅等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

議 長

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、関連がありますので、日程第 13、議案第 12 号、更別村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件から、日程第 15、議案第 14 号、更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件までの 3 件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村 長

議案第 12 号 更別村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

議

長

更別村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしまして、児童福祉法の一部改正に伴い、更別村乳幼児医療費の助成対象外となる者についての規定を改正するため、この条例を制定しようとするものでございます。

この改正条例につきましても、資料を提出してございますので、資料の 8 ページをお願い申し上げます。

新旧対照表でございますが、今般の法律改正に伴いまして、第 3 条につきましては、受給資格者について規定しておりまして、第 1 項の各号は、この助成の対象にならない者などを定めているわけがあります。この内、第 2 号につきましては、現行の規定でございますが、里親に依託され、又は児童福祉施設に入所している乳幼児について助成の対象外と規定してございますが、今般の改正によりまして、小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親に依託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている乳幼児等と改めるものでございます。児童福祉法の改正による文言の整理となるものでございます。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第13号、更別村児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例及び、議案第14号、更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、いずれも同様の改正内容でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます一括しての説明とさせていただきます。

説明が終わりましたので、これから議案第 12 号から議案第 14 号までの質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議

長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 12 号、更別村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議

長

これで討論を終わります。

これから議案第 12 号、更別村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長

続いて、議案第 13 号、更別村児童医療費の助成に関する条例の一

		部を改正する条例制定の件に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 13 号、更別村児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	続いて、議案第 14 号、更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 14 号、更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 16、議案第 15 号、更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
村	長	村 長 議案第 15 号、更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、介護保険法の一部改正により、第 4 期更別村高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、介護保険事業の円滑な運営を図ることにより、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。 今回の改正にあたりましては、一般行政報告の中でもお示しをいたしました、第 4 期更別村高齢者福祉計画、介護保険事業計画をもとに本村の介護保険給付費の総額を推計し、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 か年の介護保険料を算定し、改正するために本条例改正案を提案するものでございます。 次のページから改正条例の本文でございますけれども、介護保険事業の状況を含め、剣持保健福祉課長より補足説明をいたさせます

議長
保健福祉課長

ので、ご審議方よろしくようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

保健福祉課長

（議案第 15 号、更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件について、補足説明を行った。）

議長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

1 番 赤津さん

1 番赤津議員

補足説明でわかったのですが、どこの町村でも 3 年毎に見直しをやっているのですが、管内でも、下がっているところもあるのです。更別村は 1 割アップという数字ですが、1 番の理由は今の説明を聞くと、施設の入居率が高いということが最大の原因だということで、議会ばかりではなく、住民の皆さんにわかりやすく、しっかりと説明をしないと、なかなか理解が得られないのかなと思うのです。ですから、その辺しっかりとやっていただきたいと思います。

それと、もう 1 つは第 3 期から比べて 30%位アップだから、こういうことなのですよということが理解できます。第 3 期の計画に対するサービスの利用率はどの位あったのかということをお聞きしたいということと、この 3 年間で新設の施設というか、サービスというものは、更別村では果たしてどうだったのかということと、3 つ目は介護関係の施設に対するこれからの新しい第 4 期に向けて、第 3 期とは違ったサービスを考えているのか。その辺について、今、答えることができればお聞きしたいと思います。

議長
保健福祉課長

保健福祉課長

利用率という率の出し方は、介護保険料の方では出してございませんのでお答えのしようがないところです。ただ、持っている介護保険事業基金が予定より多くなっていれば、その分だけ保険料が多くて利用者が少なかったということになるでしょうし、基金が減っていけば目標としたものよりはサービスが多かったということになるかと思いますが、大体計画したとおりの推移をしてございますので、第 3 期計画どおりに今は進んでいるのかなと思っております。

それから施設のプラス、マイナスの話でございますけれども、第 3 期計画の 1 番終わり、本年度でありますけれども、地域密着型の施設が出来た、この施設が完成したのに合わせて、国保診療所の方の介護療養型ベッド、こちらの 14 床を全部返上いたしました。この介護の方の入所費ということでカウントしてきますと、お 1 人が施設に入ることによって保険料には 50 円跳ね返っていることになります。ですから 14 床、もしそのまま継続していれば、この 4,300 円に、もし満床で計算すれば 700 円プラスされ、概ね 5,000 円の保険料になったのかなと思います。ただこうした村の人口の中で介護を受けられる方、サービスを受けられる方を推計していた時に、そこまでは

必要ないのではないかということで、診療所の方の計画としても介護療養型ベッドを廃止しました。

村の充足率はどうかということでございますけれども、入所の希望は非常に多いです。平たく言えば経済活動に専念する部分がこちらの方でお世話になっている部分もあるとか、家庭内での介護が重たいことによって家庭内での重労働と言いますか、それを削減するための入所等、色々な状況があろうかとおもいますが、うちの村の希望は他を圧して多いのかなと思います。

それから第4期計画でございますけれども、新しいサービスは計画してございません。新しい施設も作る予定はございませんし、これ以上のサービスを求めていくということもございません。ただ、私ども保健福祉課が預かっているものから申し上げますと、非常に密に要支援1から始まりまして介護度のある方達、ご家族に対して各種ご相談をよく受けているつもりでございます。そういったことで、ご家族、ご本人の希望を取り入れて進めている結果がこうしたものに結び付いているのかなといったところであります。

それから下げている町村は、ある程度介護サービスの状況、施設とかが安定していて、その中で分布率などを見て、これ以上いらないのかなとか、介護保険事業基金に剰余があれば保険料を下げていくべきだと思います。本村の場合は、そういった状況ではなくて、1割アップをしなければ凌いでいけない。国民健康保険の方では一般財源からの繰入れという方法があるのですけれども、介護保険の会計の中では、そういう制度がございません。これで基金を全部使ってしまうと、国保連合会の方で用意をしている貸付金がございますが、こちらを借り入れて運営をし、それは次の次期計画の方で償還をしていく、要するに、全部保険料に跳ね返ってくることになりますから、この辺は1番少ないところでギリギリの線で4,300円を計算させていただいたということでご了承していただきたいと思います。

議長
1番赤津議員

1番 赤津さん

高い安いからいくと、更別村とある町村では1,000円位違ってきて、かなりの差がありますし、今の説明の中で理由も十分わかります。だけど第4期計画では、新しい分野のメニューは考えていないと言われるし、大体、人口の率からいって、1.1%位の伸びからいっても、基礎月額とのバランスが果たしてどうなのかという思いもするものですから、今、申し上げたわけで、村民の皆さんにもその辺じっくりとひとつ説明していただきたい。

ちなみに管内では何番目ですか。

議長
保健福祉課長

保健福祉課長

まだ正式に全てが発表になったわけではございませんし、全部議会を通過したわけではございませんから、今知り得ている各町村からの情報ということでお話を申し上げれば、更別村は十勝管内で1

議
村

長
長

番であります。

大樹町、広尾町がそれぞれ 4,200 円になると伺っております。ちなみに中札内村は、前回と同額の 2,900 円となっております。

村 長

住民への説明に欠けているのではないかというご質問がございました。更別村の場合、施設型に偏っているという課長から説明いたしましたけれども、他の町村から見て極めて施設型が高いわけありますので、今後、この介護保険制度の中で介護事業をやっていかなければなりませんので、やはり国が目指す方向、出来れば在宅の方に少し誘導していかなければ、この介護保険制度が崩壊することになりますので、これらを含めてもっと介護保険事業について住民の方に実態をお知らせし、また説明してまいりたいと思っておりますのでございます。よろしくお願いいたします。

議

長

他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議

長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議

長

これで討論を終わります。

これから議案第 15 号、更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長

日程第 17、議案第 16 号、村有財産の無償貸付の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村

長

議案第 16 号、村有財産の無償貸付の件でございます。

次のとおり、村有財産を無償貸付するものでございます。

貸付する財産につきましては、更別村字更別南 1 線 97 番地 32、地目は宅地でございます、地籍は 1675.91 m²でございます。貸付する期間、契約締結の日から平成 38 年 3 月 19 日の間の 17 年間とするものでございます。

これにつきましては、現在、どんぐり保育園の方に土地を貸付してございますけれども、この土地の貸付期間に合わせるということでございます。貸付先につきましては、更別村字更別南 1 線 97 番地 17、社会福祉法人更別どんぐり福祉会、代表、道見洋子でございます。

理由といたしましては、どんぐり保育園の設置運営を行っている

社会福祉法人更別どんぐり福祉会より園庭拡幅のため、村有財産の無償貸付けの要請があったことから、無償貸付しようとするものでございます。

なお資料といたしまして、資料の 13 ページに貸付地の図面を付けてございます。ご参照賜りたいと存じます。

以上、提案説明といたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

議 長 (ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

議 長 (原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
これから議案第 16 号、村有財産の無償貸付の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 18、議案第 17 号、平成 20 年度更別村一般会計補正予算（第 10 号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村 長 議案第 17 号、平成 20 年度更別村一般会計補正予算（第 10 号）で
ございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 39,568 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,815,519 千円とするものでございます。

第 2 項の第 1 表、歳入歳出予算補正、第 2 条、繰越明許費、第 3 条、地方債の補正、それぞれご参照賜りたいと存じます。

今回の補正の主な内容といたしましては、歳出面におきましては、事務事業の執行残の減額補正、除雪費の追加補正、歳入歳出の調整の中で今後の事業推進のために必要な基金の積立及び長期債の繰上償還を行う補正となっております。

特に昨年、年末年始にかけて行いました商工業振興策として、プレミアム商品券事業を行ったわけではありますが、これらにつきましては前回、補正第 9 号で歳入補正のとおり、国の地域活性化緊急安心実現総合対策交付金の事業に採択をされまして、ほぼ全額国からの交付金にて財源補てんされたところでございます。つきましては、今

		般の厳しい消費低迷化、更なる村内景気対策として定額給付金の支給と合わせて 500 円毎に 100 円の割引セールを行うという商工業活性化事業を行うために、1,704 千円を予算措置したところでございます。 歳入面におきましては、村税確定による追加、景気低迷による道路特定財源等関連歳入の減額、各事業確定及び確定見合いによる手数料、使用料関係及び補助金、地方債にかかる増減補正、更には財政状況の判断の中で各基金、繰入調整等を図るための補正となっているところでございます。 なお、江本副村長に補足説明をいたさせますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。
議 長		補足説明を求めます。
副 村 長		副 村 長
		(議案第 17 号、平成 20 年度更別村一般会計補正予算 (第 10 号) の件について、補足説明を行った。)
議 長		説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。
6 番松橋議員	6 番 松橋さん	どちらにしても燃料費で大幅に下がったことが補正の大きな原因だということは理解出来ます。それはそれですごく良かったかなと思うのですけれども、総務費の中で、これから 21 年度の予算にもおそらく若干は関係するのでしょうか、この各種委員さんは非常に安い報酬でやられているのでしょうか、全部減額ということは、各種委員会に全員が参加されたことがないということですか。
議 長	総務課長	総務課長
総務課長		各委員会については、最大限の回数を見ていくということで、青少年問題協議会については、1 回見ていたのが、開催する用件がなかったということで 0 回ということで、表彰者選考委員会は 2 回のうち 1 回、行政改革推進委員会については、3 回のうち 1 回、情報審査会についても、3 回のうち 1 回というようなことで、状況によっては回数を重ねなければならない場合もございますので、この執行残については、開催回数の減ということで出席者が少なくて減になったということではございません。
議 長	6 番 松橋さん	6 番 松橋さん
6 番松橋議員		そうすると 9 割以上は出席しているということですか。
議 長	総務課長	総務課長
総務課長		それぞれの委員会の人数については、大多数の構成をしておりますので、ほとんど 9 割程度の出席者によって会議を開催しているということでございます。
委 員 長		他に質疑はありませんか。
		(ありませんの声あり)

議	長	これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 17 号、平成 20 年度更別村一般会計補正予算（第 10 号）の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	この際、暫時休憩いたします。(14 時 45 分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(14 時 55 分)
		日程第 19、議案第 18 号 平成 20 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
村	長	村 長 議案第 18 号 平成 20 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の件でございます。 第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,688 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 497,735 千円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,417 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 370,826 千円とするものでございます。 第 2 項につきましては、お目通しを願いたいと存じます。 今回の補正に関しましては、今年度の医療費の推計と、これまでの診療所の運営状況から判断いたしまして、補正をさせていただくものでございます。 補正の内容につきましては、事業勘定の歳出 10 ページから説明をさせていただきます 10 ページをお願い申し上げます。 事業勘定の歳出でございます。 款 1 総務費 369 千円の減、項 1 総務管理費 48 千円の追加、目 1 一般管理費 83 千円の追加、これは郵便料でございます。目 2 連合会負担金 35 千円の減額、これは負担金確定による減額でございます。項 2 徴税費、目 1 賦課徴収費、これは補正がございませんが、財源の振替でございます。項 3 運営協議会費、目 1 運営協議会費、417 千円の減でございます。これにつきましては委員の報酬減、更には委員の研修旅費の減によるものでございます。 次に 11 ページ、款 2 保険給付費、これにつきましては、これまでの実績及び今後の推計の中で予算措置をさせていただいておりますけれども、保険給付費につきましては 12,711 千円の増、項 1 療養諸

費につきましては10,523千円の増、目1一般被保険者療養給付費につきましては15,675千円の追加、目2退職被保険者等療養給付費につきましては4,983千円の減、目4退職被保険者等療養費につきましては169千円の減となっております。項2高額療養費につきましては2,188千円の増、目1一般被保険者高額療養費につきましては3,539千円の増、目2退職被保険者等高額療養費につきましては1,351千円の減となるものでございます。

款6介護納付金、項1介護納付金、目1介護納付金につきましては72千円の減となっております。

款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金につきましては329千円の追加でございます。目1高額医療費共同事業拠出金につきましては331千円の減、目2保険財政共同安定化事業拠出金660千円の増でございます。これにつきましては、医療費拠出金の増、660千円でございます。

款8保健事業費911千円の減、項1特定健康審査等事業費につきましては871千円の減、これにつきましては執行残でございます。項2保健事業費、40千円の減、目1保健衛生普及費、これにつきましては補正がございませんが、財源振替となっております。目2疾病予防費につきましては40千円の減、インフルエンザ予防接種負担金が減となるものでございます。

次に歳入の7ページをご覧いただきたいと存じます。

歳入におきまして、歳出の医療費の推移から歳入も決まってくるわけでございます。款3国庫支出金につきましては、24,379千円の増、項1国庫負担金16,275千円の増、目1療養給付費等負担金16,427千円の増、これは現年度分の増ということでございます。目2高額療養費共同事業負担金82千円の減、目3特定健康審査等負担金につきましても70千円の減となっております。項2国庫補助金、目1財政調整交付金、8,104千円追加でございます。これにつきましては普通調整交付金、当初は1千円しか見てございませんけれども、申請により8,104千円追加するものであります。特別調整交付金につきましては40千円の減となるものでございます。

款4療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金、これにつきましては6,503千円減となるものであります。

款6道支出金、3,447千円の追加であります。項1道負担金、152千円の減、目1高額療養費共同事業負担金82千円の減、目2特定健康審査等負担金につきましても70千円の減となっております。項2道補助金、目1道財政調整交付金3,599千円追加となるものでありまして、普通調整交付金で3,089千円の追加、特別調整交付金で510千円の追加となっております。これは申請によって、決定しているものでございます。

款7共同事業交付金、項1共同事業交付金、6,360千円の減額で

あります。目1 高額医療費共同事業交付金、7,134 千円の追加、目2 保険財政共同安定化事業交付金につきましては13,494 千円の減額とするものでございます。

款9 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金 3,328 千円の減となるものでありまして、保健基盤安定繰入金 1,393 千円の減、4 その他、一般会計繰入金、1,935 千円、それぞれ減とするものでございます。

款11 諸収入、項2 雑入、目1 雑入、それぞれ 53 千円を減ずるものでございます。

次に、診療施設勘定、歳出 19 ページをお願い申し上げます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、2,600 千円の減でございます。これにつきましては執行残でございまして、特に需用費の 1,253 千円につきましては、燃料単価の引き下げによるものでございます。

款2 医業費、6,017 千円の追加でございます。項1 医業費、6,920 千円の追加、目1 医療用消耗器材費、360 千円の追加、これにつきましては利用者の増によって酸素の購入量が増えているということでもあります。目2 医薬品衛生材料費、6,500 千円の追加でございます。どうしても医薬品のウェイトが高くなってきているところでございます。目4 寝具費、72 千円の追加、目5 医療用機械器具費につきましては、12 千円の減で執行残でございます。項2 給食費、目1 給食費、903 千円の減でございます。一般会計でもご説明申し上げましたけれども、入院患者の減に加えて、食事が取れない患者が多くなってございまして、これによって給食費減額となるものでございます。

次に歳入の 17 ページをお願い申し上げます。

款1 診療収入につきましては、7,084 千円の追加でございます。項1 入院収入、2,934 千円の追加、目1 国民健康保険診療報酬収入 163 千円の追加、目3 老人保健診療報酬収入 2,308 千円の追加であります。目4 一部負担金収入としては、463 千円の追加、項2 外来収入、3,323 千円の追加、目1 国民健康保険診療報酬収入 919 千円、目2 社会保険診療報酬収入、581 千円、目3 老人保健診療報酬収入、1,131 千円、目4 一部負担金収入 692 千円、それぞれ追加となるものであります。項3 その他の診療収入、目1 諸検査等収入、827 千円の追加、これにつきましては、内訳はお目通しを願いたいと存じます。

款2 使用料及び手数料、項2 手数料、目1 文書料、これにつきましては170 千円の追加であります。各種診断料等の追加であります。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、4,030 千円の減額であります。これは歳入歳出のバランスを取った中で、一般会計からの繰出金に減じて歳入歳出の調整を図ったものであります。

款6 諸収入、項1 雑入、目1 雑入、193 千円の追加であります。

その他、給与明細書等については、お目通しを願うものであります。

議

長

以上、提案説明とさせていただきます。
ご審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。
説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)

議

長

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議

長

これで討論を終わります。
これから議案第 18 号、平成 20 年度更別村国民健康保険特別会計
補正予算(第 4 号)の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長

日程第 20、議案第 19 号、平成 20 年度更別村老人保健医療事業特別
会計補正予算(第 2 号)の件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

村

長

村 長
議案第19号、平成20年度更別村老人保健医療事業特別会計補正予
算(第2号)でございます。
第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,150千円を減
額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,251千円とするも
のであります。第2項につきましては、お目通しを願うものでござい
ます。
この会計につきましては、医療制度移行に伴う平成20年3月までの
老人医療事業の精算会計として残している会計でございますが、こ
れまでの実績等により補正をするものでございます。
歳出、7ページをご覧いただきたいと存じます。
款2医療諸費におきまして5,150千円減額するものであります。老
人医療費の実績に伴いまして、それぞれ減額をするものでございま
す。ご参照いただきたいと思います。
次に歳入、5ページをお開き願いたいと存じます。
これにつきましても歳出の実績に応じて、歳入が決定してくるも
のでございます。款1、支払基金交付金では、2,471千円の減、款2国
庫支出金におきましては、1,832千円の減、款3道支出金におきまし
ては、458千円の減、款4繰入金につきましては、389千円の減、目1
繰越金、389千円の減で歳入歳出の調整を図ったものでございます。
以上、提案説明とさせていただきます。
ご審議いただきますようお願い申し上げます。

議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 19 号、平成 20 年度、更別村老人保健医療事業特別会計補正予算(第 2 号)の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 21、議案第 20 号、平成 20 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
村	長	村 長 議案第20号、平成20年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)でございます。 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ966千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,630千円とするものであります。第2項については、お目通しを願います。これまでの実績等から補正をさせていただくものでございます。 歳出の6ページをお願い申し上げます。 款1総務費、項1総務管理費、項1一般管理費、155千円の減額でございます。郵便料等の一部追加がございますが、その他につきましては、執行残で処理するものでございます。 款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、811千円の減額となるものでございます。 続いて歳入の5ページをご覧いただきたいと存じます。 款1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料、212千円の減額でございます。目1特別徴収保険料では770千円の減、目2普通徴収保険料につきましては558千円の追加ということになってございます。 款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、993千円の減でございます。保険基盤安定繰入金254千円の減、その他、一般会計繰入金739千円の減であります。 款4広域連合支出金、項1広域連合交付金、目2円滑運営臨時特例交付金239千円の追加であります。 以上、提案説明とさせていただきます。

議 長

ご審議方、よろしくお願いを申し上げます。
説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

議 長

(ありませんの声あり)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

議 長

(原案賛成の声あり)
これで討論を終わります。
これから議案第 20 号、平成 20 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 22、議案第 21 号、平成 20 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)の件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村 長
議案第 21 号、平成 20 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)でございます。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 29,843 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 257,896 千円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 441 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,213 千円とするものでございます。第 2 項についてはお目通しを願います。

介護保険事業会計につきましても、これまでの実績等から補正をさせていただくものでございます。

歳出の 10 ページからご説明を申し上げます。

款 1 総務費、280 千円の追加でございます。項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、516 千円の追加であります。説明欄の 19 負担金補助及び交付金 598 千円の追加でございますが、これにつきましては、4 月から介護保険法の改正並びに 3%の介護保険料の改正に対応すべく、情報システムの変更ということで 598 千円を追加してございますが、その他につきましては執行残でございます。項 2 徴収費、目 1 賦課徴収費、これにつきましては 10 千円の減額であります。執行残でございます。項 3 介護認定審査会費、226 千円の減額であります。目 1 認定調査費 235 千円の減額、これにつきましては訪問調査委託料として 235 千円減額となるものであります。目 2 認定審査会共同設置負担金につきましては、9 千円を追加するものであります。南十勝

介護認定審査会負担金でございます。

款 2 保険給付費、31,603 千円の減となります。項 1 介護サービス等諸費、目 1 介護サービス等諸費、24,572 千円減額でございます。介護サービス等諸費につきましては、大きく伸びると見込み、これまで予算化してまいったところではありますが、亡くなる方が多く出まして、今般、大幅に減額補正とするものであります。内訳につきましては、ご参照いただきたいと存じます。項 2 介護予防サービス等諸費、2,431 千円の減、目 1 介護予防サービス等諸費、2,431 千円の減であります、これにつきましても、内訳につきましてはご参照いただきたいと存じます。項 3 高額介護サービス費、目 1 高額介護サービス費、1,600 千円の減でございます。項 4 特定入所者介護サービス等費、目 1 特定入所者介護サービス費、3,000 千円の減ということであります。特に特定入所者介護サービス費におきまして、居住、食費分が大幅に減額となっているところでございます。

款 4 地域支援事業費、885 千円の減、項 1 介護予防事業費、目 1 介護予防特定高齢者施策事業費につきましては、372 千円の減、執行残でございます。目 2 介護予防一般高齢者施策事業費につきましては、補正額はございませんけれども、財源の振替によるものでございます。項 2 包括的支援事業・任意事業、513 千円の減、目 1 包括的支援事業費、156 千円の減、目 2 任意事業費、357 千円の減となるものであります。款 5 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 基金積立金、2,365 千円の追加であります。これにつきましては、先程、条例の制定をいただきましたけれども、新規の積立分でございます。

次に歳入、7 ページをご覧くださいと存じます。

款 1 介護保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料につきましては、914 千円の減、現年度分で 1,017 千円の減、滞納繰越分では 103 千円の追加となっております。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料、目 1 介護予防事業手数料、5 千円の減額であります。いきいき健康クラブの手数料等でございます。

款 3 国庫支出金、2,500 千円の減、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金、6,168 千円の減額であります。現年度分でございます。項 1 国庫補助金、3,668 千円の追加であります。目 1 調整交付金、1,004 千円の追加、目 4 事業費補助金、299 千円の追加、目 5 介護従事者処遇改善臨時特例交付金、2365 千円の追加でございます。

款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、これにつきましては 12,498 千円の減となるものであります。目 1 介護給付費交付金、12,426 千円の減、目 2 地域支援事業交付金、72 千円の減となっております。

款 5 道支出金、5,808 千円の減、項 1 道負担金、目 1 介護給付費負担金、5,779 千円の減でございます。項 2 道補助金、目 1 地域支援事業交付金につきましては、29 千円の減でございます。

款 7 繰入金、8,039 千円の減でございます。項 1 一般会計繰入金、4,618 千円の減、目 1 介護給付費繰入金 3,951 千円の減、目 2 地域支援事業繰入金 30 千円の減、目 4 その他一般会計繰入金、637 千円の減であります。これにつきましては、事務費の繰入金として 19 千円の減、その他一般会計繰入金として 618 千円の減となるものであります。項 2 基金繰入金、目 1 基金繰入金、これにつきましては 3,421 千円を減するものでございます。これにつきましては、介護保険事業基金繰入金でございます。

款 9 諸収入、項 2 雑入、目 1 雑入につきましては、79 千円の減でございます。

次にサービス事業勘定、歳出の 17 ページをお願い申し上げます。

サービス事業費につきましては、それぞれ 441 千円を減ずるものでございます。これにつきましては執行残でございます。

歳入 16 ページをお願い申し上げます。

サービス収入として、同額の 441 千円をそれぞれ減額するものでございます。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから議案第 21 号、平成 20 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 23、議案第 22 号、平成 20 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村 長 議案第 22 号、平成 20 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の件でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 543 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49,066 千円とするものであります。第 2 項についてはお目通しを願います。

6 ページの歳出から説明をさせていただきます。

款 1 水道経営費、項 1 水道経営費、目 1 水道管理費、516 千円の減でございます。これにつきましては、中札内共同施設維持管理負担金につきましては、50 千円を追加するものでございますが、その他につきましては、執行残でございます。

款 2 公債費、項 1 公債費、目 2 利子、27 千円の減でございます。これは利率の低下によるものでございます。

次に 5 ページ、歳入をお開き願いたいと存じます。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 水道費負担金につきましては、111 千円を追加するものであります。給水工事負担金の追加であります。

款 2 使用料及び手数料、917 千円の追加であります。項 1 使用料につきましては、1,000 千円の追加、目 1 水道使用料、1,000 千円の追加、これにつきましては賃貸住宅、あるいはコムニの里の施設等の水道使用料が増加ということで、1,000 千円を追加してございます。

項 2 手数料、目 1 水道手数料につきましては、83 千円の減額であります。給水工事諸費の手数料の減でございます。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては、1,571 千円を減じて、歳入歳出のバランスをとったものでございます。

給与費明細書等につきましては、お目通しを願うものでございます。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 22 号、平成 20 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 24、議案第 23 号、平成 20 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議 長

議 長

議 長

議 長

議 長

村 長

議案第 23 号、平成 20 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ 2,557 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 199,836 千円とするものであります。第 2 項及び第 2 条につきましては、お目通しを願うものであります。

歳出、7 ページをご覧くださいと存じます。

款 1 総務費 1,396 千円の減、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、28 千円の減であります。これにつきましては、消費税の減でございます。項 2 施設管理費、1,368 千円の減であります。目 1 下水道施設管理費、1,420 千円の減、これにつきましては、施設にかかる光熱水費、浄化センターの光熱水費につきましては 400 千円を追加させていただきますけれども、運搬費も追加となってございますが、その他につきましては執行残でございます。特に燃料費の関係で大きく減額となるものでございます。目 2 農業集落排水施設管理費、52 千円の追加であります。これにつきましては、施設にかかる浄化センター光熱水費で 52 千円を追加するものでございます。

款 2 事業費、1,022 千円の減額であります。項 1 下水道整備費、目 1 下水道建設費、877 千円の減であります。職員手当につきましては 50 千円の追加であります。これは時間外勤務手当の追加でございます。その他、工事費、備品購入費につきましては、それぞれ執行残となっております。項 2 農業集落排水施設整備費、目 1 農業集落排水施設建設費につきましては 17 千円の減であります。項 3 個別排水処理施設整備費、目 1 個別排水処理施設整備費、128 千円の減であります。これは執行残でございます。

款 3 公債費、項 1 公債費、目 2 利子、139 千円の減であります。長期債の償還利子、139 千円の減となるものであります。

次に歳入 6 ページをお願い申し上げます。

款 1 分担金及び負担金、項 1 分担金、目 2 個別排水処理事業分担金、215 千円の追加であります。これにつきましては、受益者分の分担金が増額となっております。款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料につきましては、228 千円の減であります。目 2 農業集落排水施設使用料につきましては 200 千円の追加、目 3 個別排水処理施設使用料につきましては 428 千円の減となっております。

款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては 2,544 千円を減ずることとして、歳入歳出のバランスをとったところであります。

次に 3 ページをお開き願いたいと存じます。

第 2 表、債務負担行為の補正でございますが、水洗便所改造等資金として 600 千円までの借り入れに対しまして、補てんしているわけではありますが、平成 20 年度の借り入れがなかったということで、

		予算化していましたものを廃止するというございます。 その他、給与費明細書等につきましては、お目通しを願うものであります。 以上、提案理由とさせていただきます。 ご審議方よろしくお願いを申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 23 号、平成 20 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	この際、日程第 25、議案第 24 号、平成 21 年度更別村一般会計予算の件から、日程第 31、議案第 30 号、平成 21 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 7 件を一括議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
村	長	村 長 議案第 24 号、平成 21 年度更別村一般会計予算であります。 第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,944,658 千円と定めるものでございます。第 2 項につきましては、第 1 表歳入歳出予算、第 2 条関係につきましては、地方債、第 3 条につきましては、一時借入金の額、一時借入金の最高額は 500,000 千円と定めるものでございます。第 4 条、歳出予算の流用でございますが、この規定につきましては、お目通しを願うものでございます。 初めに平成 21 年度の当初予算につきましては、第 5 期総合計画に基づく村づくりの 2 年目にあたり、また私にとりましても就任 3 年目、折り返しとなりますことから、総合計画に盛り込まれました事業及び私が掲げた公約達成に向けた予算編成をさせていただいたところであります。前年度予算と比較が出来ますので、8 ページをお開き願いたいと存じます。 この歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、概略説明をさせていただきますと存じます。 歳入合計でございますが、前年度予算、3,518,582 千円に対しまして、12.1%増、426,076 千円増の予算でございます。

村税に関しましては、平成 20 年度におきましては、史上 2 番目の豊作に恵まれたということなどから、予想といたしまして、5,320 千円の増としているところであります。

地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金につきましては、昨今の消費の大幅な落ち込み等から、それぞれ足しまして 46,566 千円の減としたところであります。

地方交付税につきましては、地域雇用推進費の新設、地域の元気回復対策等が盛り込まれてございますので、増加要因から推計をいたしまして、前年度比 25,243 千円の増としたところでございます。

分担金及び負担金につきましては、道営畑総事業、更南、勢雄地区にかかる分担金の増から比較いたしまして、25,701 千円の増としたところでございます。

村債におきましては、国営直轄明渠排水事業負担金の繰上償還あるいは憩の家改築事業の借入れ等から 517,600 千円増としたところでございます。

道支出金につきましては、補助対象事業による増減、繰入金につきましては、目的別基金の取り崩しによる繰入れを主なものとしてございまして、財源不足による財政調整基金からの繰入れにつきましては、平成 22 年度からの厳しい財政運営を予想して当初予算には盛り込まないで、予算化を図ったものでございます。

続いて 9 ページの歳出でございますが、議会費、総務費は微増であります。総務費の中には衆議院議員選挙費、4,670 千円を見込んだものでございます。

民生費につきましては、憩の家改築事業により、前年度比 175,753 千円の増といたしました。

衛生費の前年度比 24,034 千円の増につきましては、診療所への繰出金の増加等となっているところでございます。

農林水産業費につきましては、国営直轄明渠排水事業負担金の繰上償還、294,677 千円と道営畑総事業と道営農道網の整備にかかる負担金、120,059 千円を主因といたしまして、357,652 千円の大幅増となったものでございます。

商工費につきましては、整備事業がないということから、また土木費につきましては、国の景気緊急対策として、平成 20 年度補正予算にて、事業の前倒しを行ったことから、それぞれ減額となっているところでございます。

消防費につきましては、水槽付きポンプ車の更新によりまして、前年度比 16,136 千円の増となっております。

教育費につきましては、更別小学校の太陽光施設設置及びスクールバス更新を主なものとし 31,952 千円の増としております。

公債費につきましては、これまでの繰上償還等の措置によりまして、92,060 千円、前年度比減となるものでございます。今年度の予算につきましては、今般の世界的不況対策として国の緊急対策事業、

地域活性化生活対策臨時交付金事業によりまして、平成 20 年度の補正予算にて 173,726 千円の前倒しをして予算化してございまして、このことから実質 17%、599,802 千円増の積極的予算であると思っていますところでございます。

なお、161 ページからの給与費明細書、170 ページからの債務負担行為に関する調書、176 ページの地方債に関する調書は、それぞれお目通しをお願いするものでございます。また、一般会計予算資料、消防費予算資料を配布いたしてございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、一般会計の説明とさせていただきます。

次に、議案第 25 号、平成 21 年度更別村国民健康保険特別会計予算であります。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 468,404 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 377,569 千円と定めるものでございます。第 2 項、第 1 表歳入歳出予算、第 2 条につきましては、地方債、第 3 条につきましては、歳出予算の流用の規定でございます。それぞれ、お目通しを願うものであります。

事業勘定の 184 ページをお開き願いたいと存じます。

これにつきましても、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、前年度比 18,022 千円の増となっているところでございます。次ページの歳出において、全般的に医療費の伸びを見込む中、ルールに従って歳入予算としたものでございます。

次のページ、歳出をお願い申し上げます。

これまでの医療費の実績と、これらを勘案いたしまして歳出予算としたものであります。

次に診療施設勘定、214 ページをお願い申し上げます。

診療施設勘定につきましては、前年度比 15,943 千円の増としたところでございます。

診療収入につきましては、介護型病床群の廃止、コムニの里のオープンなどから入院収入につきましては、減額した予算となっております。

繰入金の 19,854 千円増の要因といたしましては、これら診療収入の減と合わせまして、看護、介護体制の充実による人件費増によるものでございます。

村債につきましては、除細動器あるいは分包器他、医療備品の整備として借入れを起こすものでございます。

次のページ、歳出をご覧いただきたいと思います。

総務費におきましては、前年度比 9,795 千円の増、主には先程申し上げました人件費増によるものでございます。

医療費の 6,137 千円の増に関しましては、医療備品の整備及び医薬品、衛生材料費の増によるものでございます。全体として国の医

療費抑制の影響をもろに受けまして、このところ収支のバランスが大幅に変わってきてございます。厳しい医療環境の改善を国、道に求めるとともに、経営努力に努めなければならないと思っているところでございます。また、従来より救急車、救急対応診療として対応いたしておりますことから、救急告知診療所として指定を受けて交付税措置をお願いする等、財政対策をとってまいるのでございます。これら交付税の措置につきましては、今回の予算には反映させてございませんが、これが認められた時には、所要の措置をとってまいりたいと思っているところであります。

以降の給与費明細書、地方債に関する調書等につきましては、お目通しを願うものでございます。

次に、議案第 26 号、平成 21 年度更別村老人保健医療事業特別会計予算について説明申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,142 千円と定めるものであります。第 2 項につきましては、第 1 表歳入歳出予算でございます。

本会計につきましては、医療制度改革等をいたしまして、平成 20 年度から後期高齢者医療制度に移行してございますけれども、残務の会計処理として存置するものでございます。ほとんど残っているものはないと思っているところでございますが、安全のために前年度予算の 5%を予算化したものでございます。内容等につきましてはお目通しを願うものでございます。

次に、議案第 27 号、平成 21 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

平成 20 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 35,990 千円と定めるものでございます。第 2 項につきましては、お目通しを願うものでございます。

256 ページをお願い申し上げます。

歳入でございますが、後期高齢者医療保険料につきましては、前年度比 909 千円減としてございます。特別徴収から普通徴収に移行部分がございしますが、全体として昨年とほぼ同様の予算としているところでございます。収支不足分につきましては、一般会計からの繰入れ増として、歳入歳出のバランスをとったところでございます。

次のページが歳出でございます。

徴収事務経費につきましては、若干の増を見込んでございますが、その他につきましては、前年同様の内容となっているところでございます。その他については、お目通しを願うものでございます。

次に、議案第 28 号、平成 21 年度更別村介護保険事業特別会計予算でございます。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

301,392 千円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,576 千円と定めるものとございます。第 2 項及び第 2 条につきましては、お目通しを願うものとございます。

事業勘定、271 ページをお願い申し上げます。

これにつきましても、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

事業勘定、前年比 56,138 千円増で予算化をさせていただいたところであります。次のページの歳出の保険給付費、前年度比 19.6%、55,589 千円増を見込んでございまして、介護保険料改訂による増に加えまして、国庫支出金、支払基金交付金、それぞれ大幅増としたところとございます。繰入金の増につきましては、介護保険事業基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰入増が主な要因となっております。

次のページが歳出でございしますが、歳入の欄で先程申し上げたとおりでございまして、保険給付費の大幅増を見込む他は、ほぼ前年と同様の内容となっているところであります。

次に、サービス事業勘定、292 ページをご覧くださいと存じます。サービス事業勘定につきましては、歳入歳出ともに前年とほぼ同様の予算内容となっているところでございます。

これにつきましては、お目通しを願うものとございます。

次に、議案第 29 号、平成 21 年度更別村簡易水道事業特別会計予算であります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 48,732 千円と定めるものであります。第 2 項、第 2 条及び第 3 条につきましては、お目通しを願うものとございます。

301 ページをお願い申し上げます。

本年度予算につきましては、前年度比、合計で 1,245 千円の減でございしますが、主なものとしたしましては、コムニの里団地造成事業完了によるものとございます。水道使用料の伸びによりまして、2,869 千円の増としてございます。これによりまして、一般会計からの繰入金につきましては、3,465 千円の減としたものとございます。

続いて 302 ページの歳出でございます。

歳入でご説明のとおり、コムニの里団地水道事業完了によるもので全体としては 1,245 千円減となつてございます。その他につきましては、ご参照賜りたいと存じます。

次に、議案第 30 号、平成 21 年度更別村公共下水道事業特別会計予算であります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 233,554 千円と定めるものとございます。第 2 項、第 2 条、第 3 条、第 4 条、それぞれ、お目通しを願うものとございます。

324 ページをお願い申し上げます。

歳入歳出予算事項別明細書でございしますが、合計で前年比 4,033 千円の増としたところでございます。

使用料及び手数料につきましては、実績によるもの、また料金の改定により 2,105 千円増となるものでございます。

国庫支出金につきましては、施設事業の長期化を図るため、下水道中期ビジョン、長寿命化計画策定にかかる補助として 1,400 千円増となるものであります。

繰入金につきましては、下水道公債費の償還増等により、1,737 千円増となっているものであります。

続いて 325 ページの歳出を説明させていただきます。

総務費につきましては、前年度比 3,257 千円増でございますが、個別排水処理施設管理戸数の増、更には委託管理更新によるもので増としたものでございます。

事業費につきましては、歳入で説明申し上げたとおり、下水道中期ビジョン、長寿命化計画策定に 4,000 千円を計上したところでございます。また、職員 1 名の給与費につきましては、この会計から減額をいたしまして、臨時職員にて、この会計は対応するというようにしてございまして、差し引き 3,606 千円減としたものでございます。個別排水処理施設整備関係では、前年同様、22 基の整備を予算化したものでございます。これにつきましては、資料を提出してございますので、ご参照賜りたいと存じます。

その他につきましては、お目通しを願うものであります。

以上、予算につきまして提案説明とさせていただきます。

ご審議方、よろしくお願いを申し上げます。

これで提案理由の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これから議案第 24 号から議案第 30 号に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6 番松橋議員

議長、動議。

議 長

6 番 松橋さん

6 番松橋議員

ただいま議題となっております議案第 24 号、平成 21 年度更別村一般会計予算の件から、議案第 30 号、平成 21 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までは、なお慎重なる審査の必要が認められますので、本議会に議長を除く全員で構成する、予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。

各位のご賛同をお願い致します。

(賛成の声あり)

議 長

ただいま 6 番松橋さんから特別委員会設置の動議が提出され、所定の賛成者がおりますので動議は成立いたしました。

したがって、本動議をただちに議題として採決いたします。

議 長

おはかりいたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、予算審査特別委員会の設置の動議は可決されました。 おはかりいたします。
		議案第 24 号、平成 21 年度更別村一般会計予算の件から、議案第 30 号、平成 21 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までは、地方自治法第 110 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに委員会条例第 5 条及び第 7 条第 1 項の規定により、議長を除く全員で構成する、予算審査特別委員会を設置し、これを付託のうえ、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。
		これにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議案第 24 号から、議案第 30 号までは、議長を除く全員で構成する、予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、会期中の審査とすることに決定しました。
		委員長と副委員長が互選されるまで、暫時休憩いたします。
		(16 時 10 分)
		※予算審査特別委員会 (16 時 10 分～16 時 20 分)
		※休憩 (16 時 20 分～16 時 30 分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(16 時 30 分)
		次に、予算審査特別委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告書が議長に提出されていますので報告します。
		委員長に 7 番本多さん、副委員長に 2 番高橋さん。
		以上のとおり互選された旨の報告がありましたので、報告済といたします。
議	長	日程第 32、意見書案第 2 号、市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書の件を議題といたします。
		提出者から提案理由の説明を求めます。
		3 番 菊地さん
3 番菊地議員		市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書の件の提案理由を申し上げます。
		内容につきましては、別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。
		市町村立の病院は、地域住民の生命と健康を守るため、行政機関等と連携を図りながら、救急、小児などの不採算部門や予防医療活動を担いながら、住民本位の医療提供に努めています。
		しかし、道内の市町村立病院の約 6 割が小規模病院であることなどから、非常に厳しい経営を強いられており、約 8 割が赤字状態にあります。
		地域医療は住民にとっては、なくてはならない生活基盤であり、地方自治体としては、これを守り維持することが必要不可欠であり

		ます。
		そこで、市町村立病院の経営が安定し、療養病床が維持存続していけるよう国に要望するため、別紙意見書を 高橋議員の賛成を得て提出するものです。
		ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして提案理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから本案に対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。
		これから意見書案第 2 号、市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、意見書案第 2 号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 33、陳情第 1 号、雇用対策の充実・強化とセーフティーネットの拡充を求める陳情書の件を議題といたします。
議	長	おはかりいたします。
		ただいま議題となっております陳情第 1 号、雇用対策の充実・強化とセーフティーネットの拡充を求める陳情書の件については、会議規則第 92 条の規定に基づき、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。
		これにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、陳情第 1 号、雇用対策の充実・強化とセーフティーネットの拡充を求める陳情書の件は、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。
議	長	おはかりいたします。
		議事の都合により 3 月 11 日から 3 月 18 日まで 8 日間休会いたしたいと思います。
		これにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、3 月 11 日から 3 月 18 日まで 8 日間休会することに決定しました。

議

長

以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。

(16 時 35 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 21 年 3 月 10 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 堂 場 聰 志

同 議員 松 橋 昌 和